

## 独立行政法人福祉医療機構業務方法書の改正案の概要

今回の業務方法書の変更は、平成 24 年度補正予算に係る福祉医療貸付事業の融資条件等につき改正を行うものである。

### 1. 福祉貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

#### ◆ 社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の優遇措置

##### 1. 耐震化等整備事業に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた社会福祉施設等の耐震化等整備に係る融資条件の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 21 条第 1 項関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

##### 2. 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 21 条第 2 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	利子を徴しないものとする
貸付金の限度額	100 分の 95

#### ◆ 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置

##### 1. 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（一部継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた介護基盤の緊急整備に係る融資条件の特例（貸付限度額の引き上げ）及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（土地取得資金の取扱い）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

※介護基盤の緊急整備に係る利率の引き下げについては、平成 25 年 3 月 31 日までの措置。

## 2. 耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に規定する介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業について、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 3 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	機構の理事長が別に定める※

※当初 5 年間基準金利▲0.5%とする予定。

## 3. 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 4 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	利子を徴しないものとする
貸付金の限度額	100 分の 95

## ◆ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていたスプリンクラー整備に係る融資条件の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 23 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

## 2. 医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

### ◆ 医療機関の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた医療機関の耐震化整備に係る融資条件の特例（利率の引き下げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 19 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

### ◆ 地域医療再生計画に基づく高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、地域医療再生基金管理運営要領に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転を行うものについては、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 20 条第 2 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	機構の理事長が別に定める※
貸付金の限度額	100 分の 95

※ 当初 5 年間は 7.2 億円を上限に無利子（7.2 億円を超える部分は基準金利から▲0.9%）、6・7 年目は基準金利から▲0.9%、8 年目以降は基準金利同率とする予定。

### ◆ 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置

#### 1. 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（一部継続）

平成 25 年 3 月 31 日までとされていた介護基盤の緊急整備に係る融資条件の特例（貸付限度額の引き上げ）及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（土地取得資金の取扱い）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 26 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 3 月 31 日まで

※介護基盤の緊急整備に係る利率の引き下げについては、平成 25 年 3 月 31 日までの措置。

#### 2. 耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に規定する介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業について、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 3 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	機構の理事長が別に定める※

※当初 5 年間基準金利▲0.5%とする予定。

### 3. 高台移転整備事業に係る融資条件の優遇措置

平成 26 年 3 月 31 日までの事業として、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領等に基づく整備事業のうち高台移転を行うものについて、融資条件を次表のとおり改める。

【附則第 22 条第 4 項関係】

融資条件区分	【新設】
貸付利率	機構の理事長が別に定める※
貸付金の限度額	100 分の 95

※ 当初 5 年間は 7.2 億円を上限に無利子（7.2 億円を超える部分は基準金利から▲0.9%）、6・7 年目は基準金利から▲0.9%、8 年目以降は基準金利同率とする予定。

### 3. その他

#### ◆ 障害者自立支援法の名称変更

平成 25 年 4 月 1 日付で、障害者自立支援法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されることから、必要な文言の修正を行う。

【第 4 条及び別表 2 関係】

#### ◆ 障害福祉サービス事業に係る貸付の特例の終了

障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスについて、平成 24 年 3 月 31 日をもって旧法体系に基づく施設（知的障害者援護施設等）の移行期間が終了し、当該移行に伴い必要な経営資金を融通する特例措置についても、移行期間終了後 3 カ月を経過した日をもって終了していることから条文の削除を行う。

【附則第 9 条関係】

### 4. 施行日

平成 24 年度補正予算成立日

（ただし、障害者自立支援法の名称変更関係は平成 25 年 4 月 1 日施行）

以上